

◎新潟県告示第1299号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年12月12日認可した。

平成28年12月27日

新潟県知事 米山 隆一

1 漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合
三条市高岡651

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条(3)期間の「平成28年4月1日から平成28年12月31日まで」を「平成29年1月1日から平成29年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成29年1月1日